

令和3年度固定資産課税 台帳の縦覧・閲覧のご案内

○縦覧 固定資産税の納税者は、無料で土地や家屋の価格等に関して縦覧ができます。

▼縦覧できる方

・土地または家屋の固定資産税が課税されている方

・納税者と同居の親族

・納税管理人

・納税者から委任を受けた方

※縦覧の際には、本人確認ができる運転免許証等をご持参ください。
※委任を受けた方は、委任状をご持参ください。

▼期間 4月1日(木)～30日(金)
(土日祝日を除く)

▼時間 午前8時30分～午後5時15分
(毎週水曜日は午後7時まで)

▼場所 税務課(本庁1階)

○閲覧 閲覧は、納税義務者本人の資産に関してのみ一年を通じて閲覧できます。料金は、縦覧期間中は無料ですが、その他の期間は有料となります。

▼問合せ 税務課資産税係
☎ 6905

2月24日「正しい猫の飼い方推進月間」です

人と猫がともに快適な環境で暮らすために、正しい猫の飼い方、正しい野良猫との付き合い方に努めましょう。

▼猫の飼い主の皆さんへ

愛猫と幸せに暮らせるよう、猫の習性を理解し、ルールを守って正しく猫を飼いましょう。

※栃木県動物愛護指導センター

「栃木県猫の適正飼養ガイドライン」(https://www.tochigi-douainet/pdf/H28_neko_guideline.pdf)参照。

▼野良猫への無責任なえさやりはやめましょう

かわいい、可哀想というだけの無責任なえさやりは周囲への迷惑となるだけでなく、飼い主の

いない猫をむやみに増やすことにつながります。無責任なえさやりはやめましょう。

▼問合せ

○栃木県動物愛護指導センター
☎ 028-684-5458
○町環境課環境衛生係
☎ 6916



**けん引式農耕作業機
(農耕作業用トラクタ)が
軽自動車税(種別割)の
課税対象となりました**

道路運送車両法施行規則の改正(令和元年12月)により、けん引式農耕作業機(農耕作業用トラクタ)の公道走行が可能になりました。これに伴い、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったけん引式農耕作業機が軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

該当する車両を取得または所有している方は、速やかに申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。なお、公道走行には、保安基準など一定の要件を満たす必要があります。詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください。

※公道を走行しない(敷地内や農地でしか使用しない)車両や所有しているだけの車両も軽自動車税(種別割)の課税対象です。

▼農耕作業用トラクタとは
農耕トラクタのみにけん引され、肥料、薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有するけん引車です。

※例 マニユアスプレダ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)、ロールベアラ、トラクタ等

▼申告に必要なもの
軽自動車税(種別割) 申告書兼標識交付申請書

・販売証明書または譲渡証明書
・農耕作業用トラクタであることが分かる写真またはカタログ

・所有者の印かん
・届出者の印かん、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

▼申告・問合せ 税務課庶務諸税係
☎ 6936



お知らせ

広報那須1月号の掲載記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

24頁カメラスケッチ「書初め教室」誤:高福寺住職の楠木信良さん
正:高福寺住職の楠本信良さん